



2008年7月22日

各位

会社名 株式会社ジーエヌアイ
代表者名 代表取締役社長鈴木勘一郎
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役社長鈴木勘一郎
(TEL. 03-3580-0751)

取締役および監査役に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成20年6月24日開催の当社第7期定時株主総会において承認されました「取締役および監査役に対するストックオプションとしての報酬額およびその内容を定める件」について、下記のとおり、社外取締役5名、監査役4名に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、他の取締役3名に対する発行に関しましては現在のところ未定です。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上に対する意欲を高め、経営努力による企業価値の増大を通じて株主の皆様利益を図ること、並びに当社への経営参加意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、また、当社監査役による業務監査の一層の充実を図り、ガバナンスを確立することにより、企業価値の向上を目指すためのインセンティブを与えることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者及び割り当てられる新株予約権の数

社外取締役	(5名)	200個
監査役	(4名)	160個

3. 新株予約権を割り当てる日

平成20年7月22日

4. 新株予約権の要領

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式360,000株とする。

なお、下記(4)において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2)発行する新株予約権の総数

新株予約権 360 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）とする。

(3)新株予約権についての金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使により発行又は移転される株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、51 円とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に、上記(2)に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下 3 位未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下 3 位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5)新株予約権の行使期間

平成 22 年 7 月 23 日から平成 30 年 7 月 22 日まで

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合にはこれを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間（身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間）に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することが出来る。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

5. 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に行使する新株予約権の内容及び個数、行使日、対象株式数および住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類並びに証券取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。）に基づきその時々において要求されるその他の書類を添えて当社本店に提出し、かつ、当該行使に際して払込をすべき金額全額に該当する金銭を当社の定める払込取扱場所において払込取扱銀行に払い込むことにより行われるものとする。なお、当初の払込取扱銀行及び払込取扱場所は次のとおりとする。

（払込取扱銀行）三井住友銀行渋谷駅前支店

（払込取扱場所）東京都渋谷区道玄坂1-2-2

【ご参考】

(1)定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成20年5月15日

(2)定時株主総会の決議日 平成20年6月24日

以上